

国のオープンデータ政策と自治体のオープンガバメントに向けた取り組み ーオープンデータの活用による自治体行政の展開に向けてー

株式会社 野村総合研究所 未来創発センター 戦略企画室

主席研究員 渡辺 信一

1. はじめに

国や自治体が保有する公共データの活用、すなわち「オープンデータ」の政策が始まってから数年が経過し、現在、国のデータ公開の取り組みが加速化するとともに、地方自治体等への普及策の検討と取り組みの要請が始まっている。

「オープンデータ」とは、国や自治体等の公的機関が保有する公共データを誰もが編集・加工等をしやすい形式で公開し、企業や住民が新たな資源として活用するものである。国は、2012年7月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部^{*1}が「電子行政オープンデータ戦略」(以下、「オープンデータ戦略」という)を策定し、公共データの自由な編集・加工等を認めるルールの整備、コンピュータで処理しやすいデータ形式での公開、データの案内・横断的検索が可能な「データカタログ」(ポータルサイト)の構築を進めている。また、2013年6月に閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言」(以下、「創造宣言」という)では、経済活性化の取り組みとしてオープンデータを位置づけた。

オープンデータの取り組みは、「オープンガバメント」というインターネットを背景とした行政モデルに即して始まったが、「創造宣言」

では、ビジネスや官民協働のサービスでの利用のために「公共データの民間開放(オープンデータ)の推進」を図ることとされ、経済成長のための新たな資源としての側面が徐々に強く打ち出されている。なお、わが国では、オープンデータ政策形成の過程で、東日本大震災を経験し、災害対応・復旧における情報共有の教訓等を織り込みながら議論が進んだ経緯がある。

本稿では、これまでのオープンガバメントからオープンデータへの国の政策等の経緯を概観し、現在、独自に取り組んでいる地方自治体の動向も参考にしつつ、今後、地方自治体が取り組むオープンデータの推進について、その着実な進展のために留意すべき視点に若干の指摘を加えたい。

2. オープンデータ及びオープンガバメントの推進に関する経緯

オープンデータに関する取り組みは、オープンガバメントの動きとともに進展してきた。2009年1月に就任直後のオバマ大統領が「透明性とオープンガバメントに関する覚書」を発表し、政府の透明性及び直接参加型、協業的であるべきことをオープンガバメントの原

^{*1} 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)に基づき、内閣に設置された組織。内閣総理大臣を本部長とし、情報通信技術(IT)担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣を副本部長とし、他のすべての国务大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)及び有識者を本部員とする(事務局は内閣官房に設置)。その下で、IT戦略に関する専門の事項を調査するための専門委員会が置かれ、審議を行っている。
なお、2001年の設置から「IT戦略本部」の呼称を用いており、2013年3月28日からは「IT総合戦略本部」の呼称を用いている。

則として表明し、同年5月にポータルサイト DATA.GOV を開設したことが現在の公共データのオープンデータ化につながる契機となっている。

EUでは、2003年に制定されたPSI(Public Sector Information：公共部門情報)再利用に関するEU指令に基づき取り組みが進められてきた。2011年には、「欧州オープンデータ戦略」を策定し、EUのデータポータルの開設等を行っている。

わが国では、2004年11月に「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」において、行政機関の透明性の向上等を図り、行政情報を有効活用して、国民・企業等の活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政情報を電子的手段により提供することとし、各府省のホームページ及び電子政府の総合窓口の活用等を進めてきた。

以降、わが国の政策等の経緯について時系列的に概説していきたい(図表1)。

図表1 国のIT戦略とオープンデータ政策の経緯等

年月	IT戦略等及びオープンデータに関する方針	具体的検討のための組織
2010年5月	<新たな情報通信技術戦略> ○IT技術を活用してオープンガバメントの確立を目指す	電子行政に関するタスクフォース (2010年9月～2012年6月)
2012年7月	<電子行政オープンデータ戦略> ○公共データの活用促進のための基本戦略	電子行政オープンデータ実務者会議 (2012年12月～)
2013年6月	<世界最先端IT国家創造宣言> ○公共データの民間開放(オープンデータ)の推進	同上

1) オープンガバメントからオープンデータへ

情報政策を担当する経済産業省では、「オープンガバメント」という積極的な政府情報の公開と、新たなウェブ技術を活用した行政への市民参加の促進の動きが米国や英国を中心に広がってきたことを受けて、2008年10月に、政府及び自治体のCIO(Chief Information Officer)等が参加した行政CIOフォーラムで新たな電子行政に関する検討を開始した。2009年10月には、電子政府政策のアイデアを国民から募集・議論するサイトの「電子経済産業省アイデアボックス」の実証実験を行った。これ以降、「経済産業省アイデアボックス」の開設(2010年2～3月)、実験サイトとして「オープンガバメントラボ」の実施(2010年7月)等を進めた。

政府全体では、2009年8月の政権交代後、IT戦略本部がIT戦略の見直しを行い、2010年5月、「新たな情報通信技術戦略」(以下、「新IT戦略」という)を策定した。新IT戦

略では、「情報通信技術革命の本質は情報主権の革命」とし、「徹底的な情報公開による透明性の向上が必要」との基本認識に立ち、国民本位の電子行政の実現のため、オープンガバメントの確立として、「2013年までに、個人情報保護に配慮した上で2次利用可能な形式で行政情報を公開し、原則としてすべてインターネットで容易に入手することを可能にし、国民がオープンガバメントを実感できるようにする」ことを目標とした。

新IT戦略を具体化するため、2010年9月、IT戦略本部に「電子行政に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という)を設置し、国民IDの導入、オープンガバメントのあり方等の検討を進めた。一方、2011年3月に発生した東日本大震災時の対応では、放射線データや国民の節電への参加等に関して情報公開の要請が高まるとともに、道路・自動車運行実績をはじめ、被災地域への救援、復旧等のため、国・自治体と民間関係者との

情報連携に関する課題が強く意識された。

タスクフォースでは、東日本大震災復旧・復興への取り組みを検討するとともに、情報公開によるオープンガバメントの推進に加え、公共データの活用について議論を進め、2012年6月に「電子行政オープンデータ戦略に関する提言」を取りまとめた。これに基づき、IT戦略本部は、同年7月に「オープンデータ戦略」を決定した。

2) オープンデータ戦略の概要と具体化の検討

オープンデータ戦略では、「公共データは国民共有の財産であるとの認識の下、公共データの活用を促進するための取り組みに速やかに着手し、広く展開する」とし、その意義・目的として、次の3点を挙げている。

①透明性・信頼性の向上

公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、国民が自らまたは民間のサービスを通じて、政府の政策等に関して十分な分析・判断が可能となり、行政の透明性や国民からの信頼の向上が可能となる。

②国民参加・官民協働の推進

官民の情報共有により、官民協働による公共サービスの提供、行政が提供した情報による民間サービスの創出が促進され、創意工夫を生かした多様な公共サービスが迅速かつ効率的に提供される。

③経済の活性化・行政の効率化

二次利用可能な形式で提供することで、市場における編集・加工・分析等の各段階で多様なビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、わが国の経済活性化が図られる。また、国・自治体でも、政策決定等において公共データを用いて分析等を行うことで、業務の効率化や高度化が図られる。

オープンデータ戦略の「第3 基本的な方向性」では、政府の積極的な公共データの公開、機械判読可能な形式での公開等の基本原則を示すとともに、政府が率先して取り組みを推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取り組みに波及させていくとした。さらに、地方公共団体は国民にとって身近な公共データを保有しており、データ提供を主体的・積極的に進め、業務の効率化と高度化を図ることが必要であるとした。また、推進にあたって、内閣官房は、総務省、経済産業省等の協力を得て、公共データ活用のための環境整備の基本的な事項等を検討する、官民による実務者会議を設置・運営するとした。

実務者会議の運営に協力する経済産業省及び総務省では、経済産業省が2012年6月に「IT融合フォーラム有識者会議」を開催し、公共データに関するアクションプランの提言、公共データワーキンググループの設置、DATA METI 構想を打ち出した。また、総務省は、2012年度から情報流通連携基盤構築事業に着手した。その背景として、東日本大震災では情報の横断的な連携の重要性が顕在化したことがある。組織や業界内のデータを社会で利用できるオープンデータ流通環境の整備が必要であり、これによって、新産業・サービスの創出等が図られるとしている。2012年7月には、産官民が連携して、オープンデータ流通環境の実現に向けた基盤整備のため、オープンデータ流通推進コンソーシアムが設立され、総務省と連携してIT戦略本部に協力している。

同年12月、オープンデータ戦略を受けて、IT戦略本部に電子行政オープンデータ実務者会議（以下、「実務者会議」という）が設置され、検討を始めた。他方、同月に政権交代があり、2013年4月から世界最高水準のIT社会の実現に向けて、IT政策の立て直しの検討がIT総合戦略本部IT戦略起草委員会で開

始された。

3) オープンデータ戦略から創造宣言でのオープンデータ推進へ

前述のとおり、2013年6月に「創造宣言」が閣議決定された。革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現のための取り組みの中で、公共データの民間開放（オープンデータ）の推進が位置づけられ、2015年度末に他の先進国と同水準の公開内容の実現を目標とした。また、「創造宣言工程表」及び「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」がIT総合戦略本部で決定された*2。

実務者会議は、公共データの自由な編集・加工等を認めるルールの整備、データの総合的・横断的に検索が可能なカタログサイトの構築等について検討を行った。その検討に基づき、府省が早急に取り組むべき事項として、同月、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」を策定した。このガイドラインでは、各府省が保有するデータの公開に関する利用ルールの考え方等を示すとともに、統計データや新たに作成・公開する数値等及び重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、交通、観光等の人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）の情報について、機械判読に適したデータ形式による公開の拡大等が記されている。

また、同年10月には、同年6月に開催されたG8サミットにおけるオープンデータに関する合意事項に基づき、「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」が策定された。

さらに、同年12月にデータカタログサイト「DATA.GO.JP」試行版が公開され、各府省が公開しているデータを横断的に検索し、その結果からデータに関する説明を確認し、

ダウンロードできるようになった。国は、2014年秋からDATA.GO.JP本格版の運用を開始することとしている。

2014年4月には、各府省のホームページのオープンデータ化に向けた利用ルールとして、「政府標準利用規約（第1.0版）」（以下、「利用規約」という）が実務者会議で了承された。これは、各府省が公開している情報（コンテンツ）について、法律の規定等により別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、自由に複製、公衆送信、翻訳・変形の翻案等を行えるようにするもので、出典を記載すること、第三者の権利について利用者の責任で利用許諾を取得すること、一定の利用形態の禁止、免責等の利用ルールを定めたものである。近く、政府として正式決定がされる予定であり、その後、各府省がホームページで公開しているデータの利用ルールが変更されることになる。

3. オープンデータ推進の意義と自治体への取り組みの要請

1) オープンデータ推進の意義

現在、各府省のホームページ等で保有するデータを公開し情報提供しているが、これは、基本的に人間が読む利用形態を念頭に置いている。国のオープンデータ政策では、公共データの活用促進のため、機械判読（コンピュータプログラムが自動的にデータを加工・編集等の再利用ができる）に適した形式で、営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開する「オープンデータ」の取り組みを推進するものである。これにより、次のことが可能となるとしている。

*2 2014年6月に「創造宣言」及び「創造宣言工程表」改訂が行われる予定である。

①経済の活性化、新事業の創出

データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的にできることから、コスト圧縮ができ、新しいビジネスが可能となる。

②官民協働による公共サービス（防災・減災を含む）の実現

複数の行政機関や民間のデータを組み合わせることで、民間からも生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスの提供が可能となる。

③行政の透明性・信頼性の向上

政策・事業に関する計画、決定過程、決定内容、結果等について、横断的に検索・集計・比較することで、政策の変化や特徴の把握、妥当性の理解・評価が可能となる。

2) 自治体へのオープンデータ推進の要請

このような観点のうち、国の取り組みは、経済の活性化、新事業の創出に比重を置いており、オープンデータ戦略からの変化もみられる。

2014年3月、「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」（総務省自治行政局地域情報政策室）が公表された。これは、「創造宣言」において、「国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献」が掲げられたことを受け、自治体クラウドの導入、マイナンバー法に対応した情報システムの整備・活用をはじめとした電子自治体の取り組みを促進するために定められた。

この「10の指針」では、国のオープンデータの推進との連携を十分に図るため、「指針7」として「オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備」を掲げている。

指針実行のための取り組みでは、ICTの利

活用による住民利便性の向上のために、(1) 保有公共データに対する民間ニーズの把握、関係法令との関係性の整理、(2) 部局間の情報連携を行い、公共データの整理や活用のためのルール等の整備の検討、(3) 国のガイドライン、データカタログサイト等を参考とした二次利用可能なデータ形式による公開体制の整備等を求めている。自治体は、実務者会議で検討されている自治体への普及策と合わせて対応が求められる。

4. 地方自治体におけるオープンデータの取り組み

国のオープンデータ政策に即しつつ、自治体のホームページ等で保有データをオープンデータとして公開・推進する自治体の数は、少しずつ拡大している。自治体がオープンデータを推進する基本的な考え方は、行政の透明性の向上や市民協働の促進、企業活動の活性化等である。公開しているデータ・情報も、統合型GISで整備したデータをベースとするもの、統計データや公共施設・設備の情報をベースにするもの等があり、それぞれの自治体の課題等を背景に特徴がある（参考資料参照）。

自治体がオープンデータ及びオープンガバメントを進める背景やその推進力は多様であるが、ここでは、鯖江市、静岡県、横浜市における取り組みについて見ることとしたい。

1) 鯖江市 —市民協働の取り組みが推進力—

鯖江市はいわゆるオープンガバメント、オープンデータに関して、2012年1月に自治体独自で最初にデータを公開し、そのデータを利用して企業・市民がアプリケーションを作成している自治体として知られる。当時、機械判読可能なデータ形式で、二次利用可能

なデータ（市内の公共トイレ 41 か所の位置情報）を公開する事例は少なく、鯖江市はオープンデータ戦略でも取り上げられた。

これに関連して鯖江市が進めてきた IT のまちづくりやデータシティ鯖江の施策には、地元の IT 企業が、施策の提言やアプリケーションの作成等に積極的に参加し、また、国内のオープンデータに関係する学界関係者が積極的に支援を行った。

データシティ鯖江に関する施策の背景には、市民役条例（2010 年 4 月制定）に代表される市民との協働・参画の経験の蓄積が大きな役割を果たしているとして鯖江市の担当者は話している。ウェブの進化や新たな情報伝達媒体に自治体はどう対応し、住民福祉の向上にどう活用するかを考えつつ、その第一歩として、データの公開等は小規模でもできるところから取り組み、小さな成功のサイクルを作るという、試行・実験を繰り返す方針を取っている。現在、実験的に公園のトイレ情報、避難所、AED、市域地図、文化財、消火栓、コミュニティバスの位置情報、入札情報等の 45 種類のデータを公開している。公開データを利用して 90 を越えるアプリケーションが作成され、市民や観光客等の役に立っている。また、データの二次利用を促進するために、アプリコンテスト、アイディアソン^{*3}等を開催するとともに、行政のインフラとしてのオープンデータを普及するために、2013 年 11 月に第二回オープンガバメントサミットを開催した。

2) 静岡県 ー防災関連情報を公開している

GIS データからの取り組みー

静岡県では、都道府県で初となる「ふじのくにオープンデータカタログ」を 2012 年 8

月に開設した。担当する企画広報部情報統計局情報政策課では、東日本大震災において自治体の行政データが津波により消失したり、データが公開されていなかったために有効活用できなかつたりした事例を踏まえ、防災関連情報を多数公開している GIS（静岡県統合基盤地理情報システム）のデータからオープンデータ化を進めている。静岡県の GIS では、県民をはじめ外部への情報提供を行うため、「静岡地質情報 MAP」や「都市計画情報」等の多様なデータを公開しており、2013 年 5 月から静岡地質情報 MAP のボーリング柱状図データを機械判読可能な形式で公開を開始し、オープンデータ化の取り組みを進めている。これにより、データの共有や分散がしやすくなり、災害時にも活用されることを考慮している。

また、県内の市町のオープンデータ化を支援するため、カタログサイトには市町のデータを掲載するスペースを設けている。2014 年 5 月時点では、裾野市、御前崎市がデータを公開している。静岡県では、防災情報をはじめ、富士山やロケ地等の観光情報を含め 90 種類以上のデータを公開しており、これを利用してアプリケーションが作成される等、利活用事例も増えている。

なお、カタログサイトは NetCommons^{*4}を使って職員が構築しており、利用規約等は Open DATA METI のものを参考にしている。

3) 横浜市 ー自治体と市民の協働推進ー

横浜市では、部局を越えた横断的な推進を図るために、庁内の IT 化推進本部に横浜市オープンデータ推進プロジェクトを設けていることと、自治体と市民が協働で推進する体制をとっていることが特徴として挙げられる。

^{*3} アイデア (Idea) とマラソン (Marathon) を合わせた造語で、不特定多数の人がグループになり、アイデアを出し合い、それをまとめていく形式のイベントをいう。

^{*4} NetCommons は、国立情報学研究所が次世代情報共有基盤として開発したコンテンツマネジメントシステムとラーニングマネジメントシステムとグループウェアを統合したコミュニティウェア。

オープンデータ推進プロジェクトでは、取り組みの方向性等を検討し、2014年3月に「横浜市オープンデータの推進に関する指針」を策定した。具体的には、(1)市が保有する情報のオープンデータ化を進める基盤として市のウェブサイトを整備し、掲載する情報は、原則、オープンデータとして利用しやすいようにする、(2)統計情報、防災・減災情報、地理空間情報、予算・決算・調達情報等の国が定める5つの重点分野、市の主要施策に関する情報を、重点的にオープンデータ化を進める、(3)市民、企業、NPO等の利用者のニーズの把握に努め、民間が行う利用促進の取り組みについて、趣旨・内容を検討の上、協働で積極的に推進するとしている。

横浜市のオープンデータ推進における市民・NPO側からの取り組みは、市に先行したものがあつた。市はNPO、自治会、町内会等の団体を通じて社会・地域活動を推進しており、2012年12月に横浜オープンデータソリューション発展委員会が任意団体として設立された。発展委員会では、市がオープン化しているデータを活用してアイデアソンやハッカソン*5をはじめとするイベントを通じて、市と連携した取り組みを積極的に進めており、市民生活に身近な課題の解決に焦点を合わせ、より多くの市民にオープンデータの必要性を理解してもらうように取り組んでいる。また、市では、1988年に「都市計画情報システム」としてGISの運用を開始し、庁内で組織横断的に活用していくための共通基盤データの整備を行ってきたことが背景にあると考えられる。

自治体の取り組みではないが、交通安全教育という住民に身近な課題への対応を図るため、行政機関からの情報・データを、信頼関

係をベースに活用している横浜市泉区の取り組みを紹介したい。

横浜市泉区の泉交通安全協会では、警察署や区役所等の行政機関からの情報を活用している。主に、地域の子どもとその母親を対象に、交通事故に関する情報、区役所の対策実施内容、住民やバス会社、郵便局等からの危険箇所情報、通学路の改善要望等の各種交通安全に関わる情報を集約・蓄積・分析し、交通事故発生地点の情報を登録者にメール配信している。また、情報をGISで重ね合わせ、ウェブマップに表示することにより、子どもの交通安全について地域で具体的に議論をできるようにしている。情報をウェブマップ上に可視化することで、親が危険箇所と感じている場所と事故が多い場所とは必ずしも一致しないことがわかる。このことから、住民による地域活動への取り組み、例えば、スクールゾーンや通学路の設定や子どもの交通安全への主体的な意識の形成のために、どのように大人がかかわるべきか等、地域活動の参加者の議論に活用されている*6。

5. 地方自治体がオープンデータを活用する際の視点

国のオープンデータの推進について、公共データの民間への開放、民間による活用の側面に力点が置かれていること、公共データの原則公開という考え方(Open by Default)を取りつつ、データを保有する府省の立場を考慮した対処が図られていることや、独自にオープンデータに取り組む自治体の動向等を概観した。

ここでは、地方自治体がオープンデータの

*5 プログラミングを意味するハック(Hack)とマラソン(Marathon)を合わせた造語で、エンジニアやデザイナーなどがチームを組み、集中的にプログラミングやアプリ開発をするイベントをいう。

*6 詳しくは、高橋睦「地域におけるオープンデータとG空間情報の効果的な活用に向けて」『NRIパブリックマネジメントレビュー vol.130』2014年5月号を参照。

推進に取り組む際に、留意すべき視点について若干の指摘を行うこととしたい。

1) 自治体及び地域の身近な課題への取り組みにおけるツールとしての活用

一般的に自治体行政では、高齢化・少子化、地域コミュニティの維持や公共施設の管理等をはじめとする自治体や地域が取り組む課題、特に住民の身近な課題に対して、行政による公共サービスと住民参加の活動を組み合わせて対応力を高めようとする方向性はますます意識されている。オープンデータの推進は、自治体と住民の協働につなげるために、積極的な情報公開・情報共有やこれに基づく公共サービスのあり方の議論を進めるためのツールの一つと考えられている。

その際、横浜市での議論では、例えば、ある地域の高齢化率が低かったとしてもそのエリアに大きな独身寮があることが寄与していると、高齢化施策から欠落することもあり得る。データを生かすためには生活実態等を反映させることが大切で、データを地域にフィードバックできるとすれば、区役所や行政が地域の実情を伝えていく役割を担うことになる*7との指摘がある。

また、鯖江市からは、課題に対する現状把握や情報共有化を自治体側だけではなく、住民側から提示することが大切であり、これにより多様な提案やアイデア、課題解決に向けた実践や経験、そして、解決につながるアプリケーションを作成するスキルを持つ住民が参加し、議論を発展・継続する場を作り出す契機になる経験をしたとの指摘があった。オープンデータの活用には、地域の住民を課題解決に向けて参画を促す機能があることが指摘されている。そのような観点から、例えば、ゴミ出しや交通安全等の身近な日々の活動に役立てるべくデータが活用されている。

一方、これらのヒアリング結果から、オープンデータを進めることによる成果はこれからの見方も多く、オープンデータ化とデータの更新・管理を継続するために、自治体及び住民の共通認識が求められるとのことである。

政府のオープンデータ推進は、各府省共通の課題について一定の整理がされ、各府省がそれぞれの分野で保有するデータのオープンデータ化に取り組んでおり、これは自治体の各部局がオープンデータの活用を考える際の参考になると考える。

2) 自治体のホームページによる情報公開等の経験の活用

自治体はこれまで、ホームページの開設・改善、統合型 GIS の導入・活用について、庁内横断的に取り組んできた経験があり、また、行政改革や市民協働、情報公開等の積み重ねがある。オープンデータの推進を含め、これらの取り組みには自治体の各部局の理解の促進が重要であるが、これまでの経験を生かして、自治体の現状や課題に即したオープンデータ活用のために議論を進めることができると考える。

なお、国のオープンデータの取り組みでは、各府省ホームページのオープンデータ化の段階に進むまでに、オープンデータ戦略の策定から約 2 年、実務者会議の設置から約 1 年半を費やしており、具体的な取り組みを実施するまでの議論には時間を要する。また、実務者会議開催時の関係府省の参加は総務省、経済産業省の他に、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省の 4 省であったが、その後の取り組み内容の具体化等に伴い、現在は、ほぼすべての府省が参加している。自治体においても各部局の理解と参加に努めることが大切なプロセスと考える。

*7 横浜市政策局政策課「調査季報」第 174 号 p64 参照

参考図表 自治体におけるオープンデータの取り組み

自治体	目的及び担当部署	対象データ、特徴	活用事例等
室蘭市	市民協働のまちづくり促進、産学官民連携、市民サービス向上、新産業の創出等 ＜企画財政部企画課高度情報推進＞	むろらんオープンデータライブラリ GIS構築で整備したデータを活用 地図、防災分野のデータが中心	データを利用して作成された サイト、アプリ等を紹介
会津若松市	地域の活性化に寄与するため、ウェブサイトで公開する公共データのオープン化を推進 ＜情報政策課＞	住基データ(年齢別人口、町・大字別人口)、消火栓、公共施設所在データ	普及・啓発活動を推進
流山市	公的機関の保有情報のうち、だれもが利活用できるデータを公開し、課題の共有、新しいガバナンスの可能性が広がるため、オープンデータを試行 ＜総合政策部秘書広報課、行政改革推進課＞	流山市・流山市議会オープンデータライブラリ、防災、公共施設、統計、議会審議状況(市議会ホームページ)等	(独)防災科学技術研究所との共同研究により、防災マップ作成アプリを開発
千葉市	市民サービス向上、経済活性化など、高い効果が見込まれる分野からデータ公開。CCBYによる取り組みを試行的に実施 ＜総務局情報経営部業務改革推進課＞	ちばしオープンデータポータル(プレビュー版)、人口、施設、避難場所等	データを利用して作成された サイト、アプリ等を紹介
横浜市	国の方針等を踏まえ、公的データの活用の促進によりに市民生活の向上、企業活動の活性化等。2014年3月に「オープンデータの推進に関する指針」を策定 ＜政策局政策課＞	横浜オープンデータポータル 子育て・教育、総務局危機管理室提供 データに関する23データセット	横浜LODプロジェクトでウェブサイトYokohama Art Spotを開発。横浜オープンデータソリューション発展委員会が活用促進
静岡県	二次利用可能なデータの公開環境を整備し、行政の透明性の向上、データを利活用したビジネス展開、経済活性化を促進 ＜企画広報部情報統計局情報政策課＞	ふじのくにオープンデータカタログサイト 災害拠点病院、地質などの防災情報、富士山ビューポイントなどのデータ GISデータを活用	データを利用して作成された アプリ等を紹介 ・富士フォト、静岡県ロケ地ガイド等
裾野市	静岡県が開始した「ふじのくにオープンデータカタログ」の公開に同調してデータの積極的な公開に取り組む ＜企画部企画政策課＞	避難所、バス停位置、AED設置施設、公共施設、人口等	データを利用した活用事例を紹介
鯖江市	HPで公開する情報をXML、RDFで公開する“データシティ鯖江”。行政への国民参加、官民協働サービス提供を促進するオープンガバメントの方向性を受け、できることから取り組む ＜情報広報課＞	市内公園等のトイレ情報、避難所、AED、WiFi設置場所、道路工事情報、統計情報、観光情報、バス情報等	データを利用して作成された アプリケーション一覧を紹介
越前市	HPで公開する情報を多方面で公開できるXML、RDFなどでオープンデータを積極的に推進 ＜秘書広報課＞	観光データ、AED、公共施設、ごみ分別、収集日データ等	オープンデータを利用したブラウザサービス、アプリ一覧を紹介
金沢市	公共データを二次利用可能な形で提供し、民間事業者等の活用、市民の利便性の向上や地域の活性化につなげる ＜市長公室情報政策課ICT推進室＞	スマホアプリコンテストがデータ公開の契機。観光施設、避難所、バス等の施設データ、画像データ	データを利用して作成された アプリ等を紹介 ・webアプリ5374(ゴミナシ).jp等

注) このほか、岐阜県、福井県、福岡市などがウェブサイトによるデータ提供を行っている。

出所) 各自治体ホームページより NRI 作成

筆者

渡辺 信一 (わたなべ しんいち)
株式会社 野村総合研究所
未来創発センター 戦略企画室
主席研究員
専門は、地域情報化政策
E-mail: s6-watanabe@nri.co.jp